

令和 7 年度 第 4 回

藤沢市廃棄物減量等推進審議会

2025 年（令和 7 年）10 月 27 日（月）

藤沢市環境部環境総務課

午前9時30分 開会

○戸塚参事 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから第4回藤沢市廃棄物減量等推進審議会を開会いたします。

本日はご多用の中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。進行を務めます環境総務課の戸塚です。どうぞよろしくお願ひいたします。

なお、今、野中副会長から少し遅れるというご連絡がありましたので、ご承知おきいただければと思います。

本審議会につきましては、「藤沢市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例」に基づきまして、20人の委員で構成されておりまして、同条例の規則により、本審議会の開催要件は委員の過半数の出席が必要となっております。本日委員の出席が今12名となっておりますので、審議会の開催要件を満たしていることをご報告いたします。

あと、本日、傍聴をご希望される方がいないことをあわせてご報告いたします。

また、この審議会の会議録につきましては、「藤沢市審議会等の会議の公開に関する要綱」に基づきまして閲覧に供されますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

続きまして、本日の会議の配付資料の確認をさせていただきます。

まず、本日お机の上に置かせていただきました当日配付資料を確認させていただきます。本日、当日配付資料としては4点ございます。1点目が「次第」、2点目が本日の「座席表」、3点目が「名簿」、名簿の裏が職員の名簿になっております。4点目が資料No.4-1ということで写真、5点目が資料No.5として市民ハンドブックとなっております。

続いて、事前に郵送しております資料の確認をさせていただきます。こちらも4点ございます。1点目が「資料1 藤沢市災害廃棄物処理計画(改定素案)」、2点目が「資料2 第3回審議会での指摘事項反映表」、3点目が「資料3 藤沢市災害廃棄物処理計画改定(素案)新旧対照表」、4点目が「資料4 リサイクルプラザ藤沢の火災への対応状況について」、以上4点でございます。過不足等ございますでしょうか。——よろしいですか。

その他で以前お送りさせていただきました「藤沢市災害廃棄物処理計画(平成30年3月策定)現行計画」をご持参いただいていると思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、次第に沿って進めさせていただきます。

条例規則によりまして、審議会の議長には会長が当たることになっておりますので、横田会長に議事進行をお願いしたいと思います。

横田会長、よろしくお願ひいたします。

## 議題（1）藤沢市災害廃棄物処理計画（改定素案）について

○横田会長 それでは、次第に従いまして議事を進行させていただきます。

まず、議題（1）ですが、「藤沢市災害廃棄物処理計画改定（改定素案）について」です。事務局から説明をお願いいたします。

○菊地課長補佐 環境総務課の菊地と申します。私から説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、資料1と資料2をご覧いただければと思います。第3回、前回の審議会でご指摘をいただいた事項を反映したというところをご説明させていただければと思います。

資料1の7ページ、表1-2をご覧ください。前回、審議会の意見が表1-2に反映されてわかりやすく表現されるようになりましたが、災害廃棄物については人命の救助とかその後に続くものになりますので、早期の復旧・復興においては非常に重要であること、それから、災害時は想定外の事態も発生することから、臨機応変な対応も重要であるということも追記が必要ではないでしょうかというご意見をいただいております。

また、同じ表1-2で、災害廃棄物処理においては、災害廃棄物の処理が全体の課題になりかねないことや、臨機応変な判断・行動による迅速な対応が最も重要な点でありますというところで、かぎ括弧のところで、「災害廃棄物は、交通や通行上の障害、害虫・悪臭の発生、またトイレの破損等による著しい不便等、災害発生直後の対応を含め、復旧・復興に向けてのボトルネックとなり得る。このため本計画に沿うとともに、臨機応変な判断・行動による迅速な対応が何よりも重要である」ということを総論的に書いてはいかがでしょうかというご意見をいただいております。

こちらのご意見を踏まえまして、その前のページの6ページの5、「災害廃棄物処理の基本方針」の本文の1行目から3行目に、こちらのご意見でいただいた「災害廃棄物は、人命の救助や支援物資の運送等の交通上の障害等の発生直後から対応が求められ、また、対応が長期に及ぶと害虫・悪臭の発生に伴う公衆衛生の悪化等、復旧・復興に向けてのボトルネックとなります」という内容を追記させていただいております。

また、7ページの表1-2については、特に重要な箇所につきましては下線を引いて強調させていただきました。

次に、同じ7ページの表1-3ですが、前回ご意見で、市民・事業者の役割に「行政が発信する情報」とありますが、広報で流す情報発信のことなのか、どのような発信の方法があるのか教えてくださいといったご意見をいただきました。

そのご意見を踏まえまして、表1-3の表の下に注釈をつくりまして、情報提供の手段がどこに記載されているかというのを書かせていただきました。こちらにより、どこで情報を確認できるのかがわかりやすくなったかと思います。例えば37ページの表2-18に「本市の情報収集の設備」と

か、表 2-19 に「市民等への情報提供手段」を記載させていただいておりますので、こういったところを通じて情報の収集をしていただくという内容にさせていただいております。

次に、第 3 章で、42 ページになります。コラム③で「風水害等における災害廃棄物発生量について」、書かせていただいております。

前回の審議会で、災害廃棄物の発生量の推計結果と実績値に差異が生じていることで、平常時から市民や事業者に災害時は不法投棄や便乗ごみの排出を行わないよう啓発を行うことで市の負担が軽減できるのではありませんかといったご意見をいただきました。

こちらはコラムの文中に、便乗ごみ・不法投棄が及ぼす影響や、災害時は便乗ごみ・不法投棄を行わないよう平常時に啓発やパトロールを行う旨を記載させていただきました。文章で言いますと、下から 4 行目に「平常時から不法投棄や便乗ごみの排出を行わないよう市民や事業者等に啓発を行うとともに、定期的にパトロールを行います」という文章を追記させていただいております。

次に、54 ページ、55 ページ、表 3-13 になります。前回の審議会でのご意見で、廃家電のところだったと思います。所有者が原則処理を行うこととなっておりますが、例えば津波などで流れてきた場合、家電の所有者が誰かわからなくなってしまうと思いますが、その処理の方法としてリサイクル料金はどうなるのかといったようなご意見をいただきました。

それに対応した答えとしまして、表 3-13 の 55 ページの表の下のところに、「所有者が誰か分からなくなつた場合、仮置場に搬入し、本市が処理費用を負担して処理を行います」という注釈を追記させていただきました。

また、資料 2 には書いていないのですけれども、もう 1 点、78 ページをご覧ください。コラムの⑤を追記しております。前回の審議会でアスベストについてわかりやすく記載をしてほしいといったご意見をいただきましたので、78 ページにコラム⑤として内容を追記させていただきました。文章が難しいといったご意見もいただいていますので、それについては、こちらでまた確認をさせていただく予定ですが、このような形で対応させていただきました。

前回の審議会でご意見いただいたものの反映につきましては以上になります。

次に、資料 3 をご覧ください。現行の計画と今回のパブコメに出す素案に対してどこが変わったのかというのをご説明させていただきます。基本的には第 3 回の審議会までの間で皆様にいろいろご審議いただきましたので、今回は少ない内容にはなっております。

まず、資料 3 の一番左、No. 1 と書いてあるところですが、今回お示しさせていただいた改定計画の案につきましては、全般で誤字や脱字がありましたので、そちらの修正や、文言の修正を行っておりますので、ご了承ください。

次に、No. 2 です。現行計画ですと、3-49 ページで、今回の改定案ですと、46 ページから 49 ページになります。本市の施設における処理可能量及び充足といったところになるのですが、前回お

示しさせていただいたときは、考え方のご説明をさせていただいておりまして、計画の中には実際このような数値で出させていただいておりませんでしたので、今回は前回ご説明した内容から変更はないのですけれども、このような形で数字を入れてお示しをさせていただいております。

表につきましては、令和7年度から石名坂の大規模工事が終わる令和10年度までの1つと、もう1つ、北部の1号炉の整備が始まる予定の令和11年度以降の2パターンで記載をさせていただいております。考え方は第3回の審議会の説明から変更はありません。

次に、65ページをご覧ください。下のほうに（2）「二次仮置場」を記載させていただいております。一次仮置場は基本的には災害が発生したときに災害廃棄物を集める場所ですけれども、二次仮置場は基本的には一次仮置場で集めたごみを処理するための置場になります。現行計画に二次仮置場のことは特段書いておりませんでしたので、今回の計画のところでは、二次仮置場についても記載をさせていただいております。ただ、二次仮置場の考え方は記載させていただいたんですけども、後ほどご説明しますが、かなりの面積が必要となりますので、基本的には神奈川県と協議調整をしながら、広域ブロック内での設置について検討をしていくというような書き方をさせていただいております。

次に、資料編になります。108ページから109ページをご覧ください。地域防災計画をもとに本市の概要を追記したものになります。人口推移や地区別の人団及び人口密度、家屋の構造別推移を記載しているところになります。こちらを記載した意図としましては、人口が増えれば当然災害時に排出するごみの総量が増えますので、そういったところを予測するために記載しており、地区別の人団及び人口密度については、災害で発生する廃棄物の量や広がりを推計するために記載しております。

例えば人口密度が多いところだと、住宅が多く建物が密集しているので、被害が集中しやすく、狭いエリアに大量の廃棄物が発生することが考えられるとか、反対に人口密度が低いところだと、建物が分散しているので、廃棄物が広範囲に分散して発生することが予測されます。

家屋の構造別の推移につきましては、木造家屋だと、主に木質系の廃棄物、非木造家屋だと、コンクリートや金属など、構造によって発生する廃棄物の種類と量が異なりますので、こういったところで災害時どのような廃棄物が発生するかなどを予測するために記載しているものになります。

最後に、132ページから136ページをご覧ください。先ほど申し上げた二次仮置場の必要面積や算出方法について追記しております。基本的にはこちらで二次仮置場のことを想定しておくことで、災害時における廃棄物の処理を迅速かつ円滑に進めることに対応していくという形になります。実際は先ほどご説明しましたが、必要面積がかなり広いため、藤沢市内で見つけるのはなかなか難しい形になりますので、神奈川県さんとか環境省と調整をしながら、広域での対応をしていくことに

なるかと思います。

前回まで出させていただいたおりましたガイドラインとのチェック項目につきましては、前回までで災害廃棄物の処理計画を出させていただきまして、ガイドラインについては沿った形で作成しているということをお示しさせていただいておりますので、今回は作成しておりません。

災害廃棄物の処理計画のご説明は以上になります。よろしくお願ひいたします。

○横田会長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたら、どうぞお出しください。

○北野委員 北野といいます。よろしくお願ひいたします。

この計画についての質問ではないんですが、2点ございます。

まず1点目が、市を含めた全体の訓練についてです。105ページで、表5-6に「本市が行う教育訓練・研修」という形で、③に「他の訓練との共同実施」ということで、「毎年開催される総合防災訓練に災害廃棄物処理を含めて実施してもらう等」と書いてあるんですが、本年度からもこの防災計画が反映されて訓練していただく形なんでしょうかという質問がまず1点目。

2点目ですが、市民からのこういったごみとか処理の問い合わせですが、その窓口というのは、どういった形で市民へ案内されるんですかというところと、その体制について確認したいです。

以上、2点となります。

○横田会長 2点ご質問がありましたが、事務局から何かご説明があればお願ひします。

○菊地課長補佐 まず1つ目の訓練のところですが、災害廃棄物の関係と、防災のほうでやっている内容で、2つに分けてご説明させていただければと思います。

まず、環境部でやっている災害のほうの訓練につきましては、基本的には環境部の職員が、実地訓練といった形で、仮置場を開設するときに、どのような注意をしたらいいのかとか、廃棄物の仮置場をどういうふうに設置をするのか、そういったことについて、去年から神奈川県さんが主体となって実施していただいているので、そちらのほうに参加をさせていただいて、訓練を実施させていただいているような状況になります。

防災のお話は防災のほうから回答させていただければと思います。

○森主幹 防災安全部になります。

総合防災訓練につきましては、事業者等々にご参加をいただいておりまして、今実施しているようなところでございます。地域防災計画のほうも今年度修正作業をしておりますので、環境部さんと調整の中で、どういったことが規定できるかを含めて調整していきたいと思っております。

○菊地課長補佐 もう1点、ごみの問い合わせ先がどこになるのかということでおろしいでしょうか。18ページの表2-1に、環境部の対応部署としまして、どういったところが対応する予定かというのを細かく書かせていただいております。ごみの問い合わせについては、基本的には環境部で対応

させていただく予定で、今のところ、18ページの上から3段目というか、ゼロカーボン推進課で住民等への広報とか問い合わせの対応をさせていただくことを考えております。

○北野委員 2点目の質問の具体的な問い合わせ先。

○菊地課長補佐 問い合わせ先は市役所になります。

○北野委員 市の代表番号ですか。

○菊地課長補佐 基本的にはそこにかけていただくという形になるかと思います。

○北野委員 追加で申しわけないです。災害が発生したとき、多分大勢の方が電話するかなと思うんです。その場合、電話がパンクしたりとか、そういうところというのは、ほかの市の事例とかでありますかね。あまり自分が経験しないものでわからないのですけど、どうなんでしょうか。

○森主幹 防災安全部になります。

災害時には、通常の電話回線以外に、災害時用の回線が幾つか用意されております。かつ、そこに対応する従事職員というのも指名しておりますので、その中で電話対応をしていくような形になります。通常のコールセンターとか代表以外につながる番号ということで、そこにかけていただくような形になります。

○北野委員 安心いたしました。確認できました。

○金田委員 金田です。お世話になっております。

今回の修正案を反映していただきまして、文言等もすばらしくできておりますので、大変労力をかけられたもので、ありがたいと思っております。

先ほどの問い合わせの件ですが、資料5に災害時のごみのハンドブックというのがございます。その最後のほうに問い合わせ先とか載っているんですが、直通の電話番号の1カ所だけだと、やはり先ほど言ったように、電話のパンクとか、多分いろいろすると思いますので、問い合わせの部分をここにもう少し足して、これがつながらなかつた場合はこちら、こちらというのをもう2つ、3つ入れていただければ、市民としては助かるんじゃないかと思いますので、そちらをお願いしたいと思っております。

○菊地課長補佐 ご意見ありがとうございます。そちらの番号のほうは防災の部局とも調整させていただいて、記載できるかどうかというのは確認させていただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○横田会長 連絡先につきましてはできるだけ具体的に詳しいほうがいいですね。

○藤原委員 最近知ったことなんですが、市民センターに自転車が置いてないので、災害とか、何かあったときとか、見回り、パトロール等を考えると、自転車を1台常備していただけるといいなとは思うのですけれども、何か事情があるんでしょうか。公用車とあとスクーターのような小さなバイクはあるのですが、自転車がない。平時においては、郵便局が遠かったり、信金が遠かったりと

いうときにも、自転車を使うと時間も短縮できるし、効率的になるのではないかと思います。野中先生の四輪自転車などもあると、すごくいいなと思うけれども、やはりお高いから、せめてママチャリぐらいは置いていただけると効率的ではないかと思うのですが、市としては置かないことになっているんでしょうか。

○戸塚参事 私も以前センターにいまして、明治だったんですが、明治には確かに1台ございました。特に置かないということは聞いてないです。やはり車以外で小回りがきくという意味で、金融機関へ行ったり、市民の方の家へ行ったりという日常業務で活用しておりましたので、特に市として置かないということはないと思います。あと、実情によって各課、各センターで必要であれば購入している。

○藤原委員 各センターから申請するということになるのですか。

○戸塚参事 実情としては申請というか、購入している。

○藤原委員 そうですか。わかりました。

○戸塚参事 間違っていたらまた訂正します。

○藤原委員 では、センター長にお話ししてみます。ありがとうございます。

○横田会長 日本はどこへ行っても狭いものですから、置場のスペースがなかなか大変なんすけれども、できる限り置いていただくとありがたいと思います。

○吉田委員 吉田です。

確認ですが、最近モバイルバッテリーの発火事故が結構あります。仮置場に自然発火、火災が起きるような配慮が必要なのかどうか、そういうご検討はされているのでしょうか。

○菊地課長補佐 仮置場ですと、モバイルバッテリー以外にも火災になり得るものはありますので、例えば不燃ごみの積上高を5メートルまでにするとか、可燃物は3メートルにするとか、それぞれの廃棄物を区分ごとにスペースをきちんと設けて、あまり近づけ過ぎないようにするなどの配慮は必要になるかと思います。ただ、一番はやはり分別して出していただくというところになります。混載して出されてしまうと、そこで火災のリスクが上がってしまいますので、分別をして出していただくことも必要ですし、仮置場においては、市で火災が起こらないような対応をきちんとして、分別で仮置きをしていくというような形になるかと思います。

○松浦委員 松浦です。

細かいところで恐縮ですが、今回資料2で修正のあった6ページの5、「災害廃棄物処理の基本方針」の下に追加された文言で、「災害廃棄物は、人命の救助や支援物資の運送等の交通上の障害等の発災直後から対応が求められ」という文章があります。この「発災直後」というのは、災害の発生直後という意味の発生直後なのか。この文章では、「交通上の障害等が発生した直後」というふうに読めてしまうので、直すのであれば、「人命の救助や支援物資の運送等の交通上の障害等に

なることから」とか「なるため、発災直後から対応が求められ」のように、「の」のところを修正したほうがいいかなと思います。

○菊地課長補佐 おっしゃるとおりだと思いますので、そちらは文言修正させていただきます。ありがとうございます。

○横田会長 そのようにお願いいたします。

○秀平委員 秀平です。

先日、アスベストの話をしたときに入れていただいて、ありがとうございました。3点ほどお伺いしたいというか、意見で申し上げたいというか、お伝えしたいと思います。

33 ページに「災害廃棄物関連ボランティアに必要な物資及び標準的な装備の例」ということで記載がされているかと思います。「底に鉄板の入った安全靴（準備できない場合は、長靴等、ぬかるみや釘などの落下物から安全を確保できる靴）」という形で書かれているんですが、今は踏み抜き防止のインソールとかもあるようですので、これは環境省の技術指針を抜き出して書いてあるかとは思うのですけれども、そういうものもあるのと、72 ページにはたしかそれと似たようなことも書いてあったような気がします。下の段の「安全管理」の2ポツ目に「入手困難な場合、長靴に厚い中敷を入れるなどの工夫をする」ということも書いてあります。そのあたりと整合性をとつてというか、そういうものが 1000 円、2000 円ぐらいでもあるみたいなので、場合によっては、もとから市で備蓄の中に入れておくとか、そういうところもしたほうがいいのかなと思いました。

2点目が、先ほどのアスベストの関係で、78 ページですが、こちらは藤沢市さんに質問ですが、結構危険性が伴うようなレベル1、レベル2のアスベストがどういうところに使われているかというより、どこの建物に使われているかという把握を、藤沢市さんではどの程度されているのか。それを災害時にすぐに出せるような状況になっているのかというのをお伺いしたいです。

あと、非常に小さなところというか、かなり昔に建てられた倉庫だの何だのというところで、所有者も知らないまま、何かついているようなところもあるのかなと思うので、そういうものに関して、市民に対してこういうものを持っている方はあらかじめ調査しておいてくださいねとか、そういうような呼びかけというのはされているのかどうかをお伺いしたいと思います。

○横田会長 ごもっともなご意見です。

○秀平委員 あと、93 ページの「し尿の処理」のところで、し尿を下水道管に直接投入するとか、あと、下水道の終末処理施設に直接搬入するというような形で書かれているんですが、持ち込んで、正常にというか、機能しているとした場合に、大清水の浄化センターだけでもつかどうかというのを何か試算されているのかどうか伺いたいと思って発言させていただきました。

○横田会長 それについて、事務局からご説明をお願いいたします。

○菊地課長補佐 まず1点目のボランティアの方の標準的な装備については、確かに 72 ページに中

敷の記載がありますので、こちらは整合をとれるような形に修正させていただければと思います。

次に、78ページのアスベストのところですが、改正された大防法の中で、リフォームとかそういったことで、何平米以上のところに関しては、事前に設計図書などで確認をしてから工事をするようについて、掲示をするという改正があったかと思いますが、基本的には、やはり壊すときに設計図書で確認をしていただくという形になるかと思います。

大気のアスベストのほうは環境保全課が関係しているのですが、事前に壊す予定がないところでアスベストを使われているかどうかという把握はしていないと思いますので、それについては、災害時になってしまっても、公費解体とかで解体する前に、設計図書で確認をしていただくという形にはなってしまうかと思います。

どこに何が使われているかは、基本的に建材というか、市民のご自宅で使われている可能性があるのは、屋根材とかそういったところで、レベル1、レベル2というよりも、レベル3の成型板のほうだと思います。1、2の吹き付けだと、恐らくボイラーのダクトの部分とか、そういうところに使われるものが主なので、工場とか事業所などで使われているところは多いかと思うんですけれども、ご自宅となると、恐らく建材が多いと思います。市民の方にももう少しあわるような形で、例えば家だと、どういったところに使われている可能性が高いですか、そういったことがコラムの中で書ければと思いましたので、そこは検討させていただければと思います。

3つ目のし尿のところです。申しわけありませんが、大清水の浄化センターで貯えるかどうかまでは確認していないです。実際、発災になったときに、施設としてどこが被災していないかということになりますので、基本的には携帯トイレで出していただくというところもありますし、汲み取りが必要になった場合は、北部環境事業所がし尿処理施設として問題なく稼働していれば、そこに入れられると思います。また、下水道に直投すること以外にも、例えば仮設を設置して、そのまま簡易処理をしていくというところもあるかと思いますので、発災時にさまざまな方法を検討する必要があるかとは思います。大清水だけで足りるかどうかまでは、今検討していないという形になります。

○横田会長　浄化槽汚泥については、普通は下水道の終末処理施設のほうへ投入していますよね。

○菊地課長補佐　し尿の汲み取りと浄化槽の汚泥は、現状、北部環境事業所にあるし尿処理施設で処理しております。

○秀平委員　ありがとうございました。

追加で、アスベストの関係は、環境保全課さんと調整をとって、もし情報があるならば、押さえておいたほうがいいのかなと思いました。

下水というか、し尿の処理に関して、幾つかパターンがあるということでしたので、発災前にどのようなことが考えられるのかというのは、この処理計画にないにしても、幾つか例示という

か、パターンを考えておいたほうがいいのかなと思いましたので、よろしくお願ひします。

○横田会長 ほかにございましょうか。——ないようでしたら、この議題はこの程度にしておきたいと思います。

## 議題（2）市民ハンドブックについて

○横田会長 次は、議題（2）「市民ハンドブックについて」、事務局からご説明をお願いいたします。

○菊地課長補佐 引き続き菊地からご説明させていただきます。本日お配りしたカラーで刷っている資料5になります。よろしいでしょうか。

市民ハンドブックについては、今回初めてご提示させていただくものです。現行の計画についても、こういったものは作成しておらず、今回初めて市民の方にもわかりやすく出したほうがいいのではないかということでつくらせていただいております。全体的な構成とか、どんな内容やメッセージを伝えたいかという整理をさせていただいているんですけども、文字が多くなっているところについては、今後可能な限りイラストや写真などで対応していく予定です。まずは一旦、こういった形で今考えていますということでご覧いただければと思います。あまりページ数があっても、皆さんそんなにご覧になれないかと思いますので、できれば8ページ程度にさせていただきたいと考えております。内容を見ていただいて、ざくばらんなご意見をいただければと考えております。

それでは、1ページからご説明をさせていただきます。

左側が市民ハンドブックの表紙になる部分です。前回の審議会で、防災の方で出しているのを参考にシリーズみたいな形で、黄色がいいというご意見をいただきましたので、黄色を残した形にはさせていただいたんですけども、こういった形でもいいかどうかもご覧いただければと思います。表紙のイラストについては今まだ検討中なので、「どんなものがあると見てもらえるのでは？」というようなご意見があれば、そういったものもいただければと思います。

右側のページが、実際、災害時にどのようなごみが出て、どういうふうに処理をしていくのかをフローで記載しているものになります。本来、右側のページと次のページの左側にあるものが見開きになる予定ですけれども、今回、印刷の関係でページがずれてしまっています。すみませんが、そちらはご了承いただければと思います。

ここでは被災によって発生する「災害廃棄物（＝災害ごみ）」を、「片付けごみ」、「災害がれき」、生活を送る中で発生する「生活ごみ」に分けております。誰がどこに持ち込むのかというのが見開きでわかるようになっております。

次のページにお移りいただきまして、出したごみは、まず災害によって発生した片付けごみと災害がれきは仮置場に持っていきます。生活を送る中で続いて出てくる生活ごみについては、基本的には通常と同じ流れでやりますというのを記載しております。

次に、右側のページですが、最初のフロー図をもう少し詳細に言葉でも記載しているもので、留意事項も記載しております。例えば片付けごみですと、フローに書いてありましたが、排出先は一次仮置場に持っていきます。持ち込む方は市民になります。留意事項としては、3点書かせていただいております。

これは次のページの生活ごみのところと避難所ごみのところまで書かせていただいております。生活ごみについては、現在、他市のを参考に記載していますが、こういった形で、災害発生後 24 時間以内にはどういう流れで、3 日以内にはどのような形になるのか、イメージができるようなスケジュールを記載しようかと考えております。

右側の避難所ごみのところの下ですが、やはりし尿のところは環境部にも一番多くお問い合わせをいただいておりまして、皆さん一番気にされているところだと思いましたので、ハンドブックの中にも書かせていただいております。防災のほうからも案内を出させていただいているかと思いますが、基本的にはできれば最低 3 日分は携帯トイレをまずご自身でご準備していただくことですか、使用済み携帯トイレの出し方を書かせていただいております。

次におめくりいただきまして、こういった形で出てきたごみを仮置場に置くとか、通常どおり処理すると書いておりますが、なぜ災害時は通常とごみの出し方が変わらのかをここで書かせていただいております。仮置場に持っていく際には分別が必要ですということですが、なぜ分別をしなければいけないのか、なぜ仮置場以外のところにごみを出してはいけないのかを書かせていただいております。

右側のところでは、仮置場での分別区分が、ご自宅から出る片付けごみだと、どれに該当するのかを記載しております。ご自宅から出たごみが例えば家具類とか布類だと、可燃物という仮置場での分別区分になりますというのを書かせていただいております。こちらをご覧いただくことで、事前に分別をしていただいて、仮置場に持ってきていただくという形にしております。

次に、下のページになりますが、実際に仮置場に持ち込むときに必要なもの、それから持ち込むときの注意点を記載しております。例えば仮置場は基本的にはご自身でお持ちいただいて、ご自身でおろしていただくというのが原則になります。トラックで積んでくる場合には、仮置場でおろす順番に積んできただくことですとか、冷蔵庫やたんすなどの中に入っているものについては事前に出してからお持ち込みをいただく。それから、仮置場に来ていただくときは、住所の確認をいたしますので、必ず身分証明書をお持ちいただくことを書かせていただいております。こういったところを平常時から見ていただくことで、実際ごみを片付けるときに、こういったものを持っていかなければいけないということや、こういったところに気をつけるんだなということに気づいていただければと考えております。

最後のページにはQ & Aを載せさせていただきました。あと、平常時からご家庭でできることで

すとか、知識の習得として、災害関連の資料とか動画、また、災害廃棄物の計画が載っているところのご案内をさせていただいております。

簡単ではございますが、市民ハンドブックの説明については以上になります。

○横田会長 ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお出しください。

○秀平委員 秀平です。

市民ではないので、中身を見ても藤沢市さんの分別の仕方というのをよく存じ上げないのですけれども、通常時のごみの出し方と、この場合の生活ごみとか災害ごみの分別の仕方は変わっているのでしょうかという質問をさせていただきたいと思います。

○菊地課長補佐 基本的には生活で出るごみと災害廃棄物として出るごみの分別が違うのかと言わると、多少変わってくると思います。例えば家具類とかそういったものは、仮置場ですと、可燃物という分別区分にさせていただいておりますけれども、実際に生活ごみだと、大型ごみという形で出していただきます。やはり出し方の名称、分類が少し変わってくるかと思います。

災害時に出たごみを通常の大型ごみで出す場合はいいのですが、仮置場に持つていきたいとなつた場合に、どういった扱いになるのかとなると、やはりわからないのかなというところで、こちらで書かせていただきましたが、それは可燃物という分類で出していただくこととさせていただいております。

自転車についても、通常の生活で大型ごみで出していただきますけれども、仮置場に持つてきつていただく場合は、金属くずという分別で持つてきていただくことになります。やはり通常の分類とは多少違った形での仮置場の分類になっておりますので、災害時に片付けごみとして仮置場に持つてくる場合は、このような区分でお持ちいただければということで書かせていただきました。

○秀平委員 そうすると、表紙とかに、通常時と出し方が違うよということをお知らせするようなものがあったほうが、あらかじめ読んでおこうかなという気にもなったり、災害が実際起きたときはどう出すのか、いつもと違うということが少なくとも頭に入っていていただけるかとは思うので、少し工夫されてもいいのかなと思いました。

○菊地課長補佐 ありがとうございます。

○金田委員 金田です。お世話になっております。

先ほども話が出ていましたが、やはり怖いのが火災なので、モバイルバッテリーとか、火災を起こす部分を少しあわかりやすく、大きく載せておいたほうがいいんじゃないかと私は思っています。市民の持ち込みの方ですね。要するに、火災が起きないようにお願いしたいというところで、モバイルバッテリーとか、ありがちなのは、火事ではないですが、バルサンとか持ってこられる方がよくありますので、そこら辺に気をつけるような感じを入れておいたほうがいいと思います。

もう1点は、一次災害廃棄物の仮置場とかでよくあった事例ですが、車で持ち込まれる方で、意

外とタイヤがパンクしたり、車を傷つけられたとか、ぶつけられたというクレームが結構ありますて、東日本にしましても、熊本にしましても、一次災害廃棄物置場のところで、市民の方から弁償しろというのが結構多かったんです。これについてはやはり私は自己責任だと思いますので、そこら辺でクレームを言われても、後で仮置場の運営の方も市も困ると思いますので、ハンドブックにも、車両等における事故とか、そこら辺につきましては自己責任という文言を入れておいたほうがいいんじゃないかと私は思っています。

○菊地課長補佐 金田委員のおっしゃっていたことは、事例としてそういったことあるというのは私どもも存じ上げておりますので、どういった形でハンドブックに反映させられるかは検討させていただければと思います。ただ、モバイルバッテリーのところは、やはり火災が起きてしまうと、仮置場が本当に大変なことになってしまいますので、そちらは表現を考えさせていただければと思います。

○横田会長 通常でも危険物と言われているただいまのリチウム電池とか、水銀とか、そういうものについては注意しているわけですが、災害時についても、通常と変わりなく、やはり危険物は危険物だということを十分意識した上で取り扱っていただくということを何か書いておく必要があると思いますね。

○藤原委員 藤原です。お世話になっています。

先ほどの通常のときとは出し方が違うというところにおいては、便乗ごみになりそうなところもあるなということで、例えば自転車だったら、通常だと 500 円のシールを貼らないといけないところを、ちょうどいいや、これも出してしまえみたいになる。家具においては通常なら 2000 円のシールを貼るんだけれども、ちょうどいいや、出しちゃえという可能性もある。

だから、こここのハンドブックの中で、自転車は災害ごみになつたら 500 円は要らないのよとしてしまうのもどうなのか。そこの表記の仕方が難しいなと思います。だからといって、表記しないということもできないし、どうしていいかわからないんですけども、少し考えていただければなと思います。

○横田会長 自転車を出したいけど、災害のときまで待とうと。

○菊地課長補佐 自転車ではないんですが、Q&Aの上から 3 つ目に「捨てずに置いておいた古いテレビを仮置場に持つていってもいいですか」という質問を入れて、「災害発生前から既にごみであったものは仮置場には持ち込めません」ということを書かせていただいております。確かに藤原委員のおっしゃるように、これを見て、仮置場に持つていけば 500 円払わなくていいんだなと思ってしまうと、持ってきてしまう方がいらっしゃるし、便乗ごみを全てゼロにするというのはなかなか難しいんだろうなというのは感じているんですけども、そういったところが少しでもゼロに近づくような形で記載できるように、記載方法についてはコンサルと相談させていただければと思います。

○北野委員 北野です。よろしくお願ひします。

ハンドブックの素案ありがとうございます。意見ですが、災害廃棄物処理計画の5ページの「災害廃棄物（その3）」の上段に「有害廃棄物、危険物」とありますが、こちらは仮置場に出せないという認識でいます。なぜかというと、産業廃棄物なので、先ほどから話が出てますアスベスト、レベル1、レベル2に関しては、産業廃棄物上は廃石綿ということで、必ず飛散しないように処置しないといけない。レベル3の建材ですが、石綿含有材料という形なので、破壊しないように持ち歩かなければいけないし、処理しなければいけないということで、「有害廃棄物、危険物」に関しては持ち込みできないと思いますので、その記載を追加したほうがいいかと思います。それが1点目です。

2点目は、事業主に対してのハンドブックみたいなものは作成する予定はあるんでしょうか。

○委託事業者（坂井） 受託コンサルタントの国際航業の坂井と申します。

1点目の「有害廃棄物、危険物」につきましては、ハンドブックの後ろから2ページ目のイメージ図の中にもありますとおり、基本的には「有害廃棄物、危険物」も仮置場で受け入れることになっています。というのは、仮置場に受け入れないとどこに持つていいのかというところで、やはり行き先がなくなってしまいますので、ほかのごみと隔離する形で、必要な対策を講じた上で受け入れることになります。

基本的には「有害廃棄物、危険物」が出てくるプロセスとしては、解体ごみに出てきます。市民が直接こういったものを手にして持ち込むかというと、量としてはそんなに多くないのかなというところです。ハンドブックでは市民が持ち込む片付けごみを対象とした仮置場になっていますので、こういったイメージ図の中にも位置づけるような形で記載をしています。

○横田会長 アスベストの場合には破碎された後が難しい問題なので、破碎される前のものでしたら、それなりに受け入れられると思うんですね。ですから、破碎状態になっているようなもの、災害によって粉々になっちゃっているようなものは、そもそも持ち込んではいけませんよということにしておかなければいけないと思うんですね。

○菊地課長補佐 もう1点、事業者向けのパンフレットを今考えているかというご質問があったかと思うのですけれども、基本的には事業者の方は、災害時であっても原則、通常どおりの処理をしていただくということでお願いしておりますので、そちらについてはハンドブックをつくる予定はございません。

○北野委員 ご回答ありがとうございます。

1点目だけ、ちょっと気になるのが、先ほど会長もおっしゃられたとおり、アスベストを移動するとか、保管するのは、全て法律で規制されていますので、受け入れられるかどうかを判断を含め

て、細かく書いていただければと思います。

私からは以上です。

○野中副会長 野中です。

ハンドブックありがとうございます。2ページ目というんでしょうか、「災害時には、どのようなごみが出て、どのように処理されるのでしょうか」という見開きのところには、避難所ごみが載っていないなくて、後ろのほうから避難所ごみの話が出てくるので、見開きということであれば、最初のページに、この後出てくるものの大分類は全て載っているという形がわかりやすいのかなと思います。それがコメントです。

それから、この中で仮置場という表現と一次仮置場という表現が混在して出てくるのかなと思っています。市民の方が読むハンドブックを考えると、もちろんその後どんなふうに処理されていくのかを知っておいてもらうことは大事だと思うんですけども、市民の方にとって、自分がどこに持つていけばいいのかがわかるというのが一番大事な情報発信なのかな。

そうしたときに、仮置場というのはどこなのか、何を指しているのかというのが、8ページの冊子の中で表現が揺れてしまうとわかりにくいのかなと思うので、最初に出てくるところで、一次なのか、いつときなのか、それが変わる可能性があるということだと思うのですけれども、二次仮置場のほうへは市民は行かないのであれば、あまり詳しく書く必要がないのかな。もしくは書くのであれば、そこはしっかりと切り分けて書くのか。「結局私たちはどこに持つていけばいいの?」というふうに迷うことがないような表記ということに気をつけられたらいいのかなと思います。

先ほども意見が出ていましたけれども、8ページということであれば、表紙に重要な情報が載っていて、読まなきやと思うとか、何ページを見れば、必要な情報が読めるのかが載っているというほうが、かわいらしいイラストが載っていること以上に大事なのかなと思います。ですので、資源の分別方法については何ページに載っているとか、Q&Aは何ページに載っているとか。一番最後に問い合わせ先が書かれていますけれども、もう表紙に載っていてもいいんじゃないかなと思ったりしますので、そのあたりの紙面を工夫していただけるといいかなと思います。

○横田会長 仮置場という言葉が新しく出てきているので、この辺の言葉をわかりやすくしておくことは非常に大事なことだと思います。事務局から何かお考えがありましたらご説明ください。

○菊地課長補佐 避難所ごみのところは、確かに生活を送る中で発生するごみの中に入っていないので、ここは調整させていただきます。

あと、確かに一次なのか、いつときなのか、二次なのかというのがわかりづらい。野中委員がおっしゃったように、どこに持つていけばいいかというのをハンドブックで出すのが一番重要だと思いますので、そこはわかりやすいような形で整理をさせていただきます。

あと、表紙に重要な情報を載せることは多分皆さんおっしゃっていたと思いますので、そちら

についても修正というか、整理をさせていただければと思います。

○横田会長 少しつけ加えますと、特に仮置場は、一次と二次と2つ分かれていますので、一次仮置場の意味、二次仮置場の意味がわかるように、最初にはっきりと書いておかれたほうがいいと思いますね。多分私が聞いている話では、二次仮置場というのは、一次仮置場が足りなくなつたときの補完的なものであつて、あくまでも主体は一次仮置場であり、それを追加する意味で二次仮置場があるということなので、本質的な違いはないと聞いておりますが、その辺のことをわかりやすく説明しておく必要があるのではないかと思います。

○菊地課長補佐 わかりました。基本的には市民の方が二次仮置場に持っていくことはないので、二次という表現は入れずに、いっときと一次のところの違いをどういうふうに表現するかを整理させていただければと思います。

○北野委員 北野です。

先ほど勘違いした質問をしてしまったようでした。すみません。見開きの2ページ目に災害が起きがつて、「市民が持ち込みます」と「解体業者が運搬します」と書かれていますので、これは廃棄物上、産業廃棄物という扱いと考えてよろしいと思うんですけども。こちらのハンドブックについては市民が出すごみなので、一般廃棄物という考え方になると思います。そういう形で、産業廃棄物とした場合は、解体業者が処分すべきなので、この場合、一次仮置場に置くのは適切なんでしょうかというの質問です。

○菊地課長補佐 例えば通常のお家を建てかえますとなったときに解体した場合は、産業廃棄物になるんですけども、今回こちらに載せさせていただいているのは、地震によって被害があつたご自宅で、例えば倒壊するおそれがあるものについて、公費解体をしますとなった場合です。

これは事業によってなつたわけではなくて、地震によって災害でなつてしまつたものについては、全て一般廃棄物になります。一般廃棄物を公費で解体しても、一般廃棄物になりますので、こちらは産業廃棄物にはなりません。

○北野委員 ありがとうございます。公費解体の場合は一般廃棄物ということですね。

○菊地課長補佐 災害で廃棄物になつてしまつたものは、基本的には原則全て一般廃棄物になります。ただ、大企業さんとかは原則、通常どおり自ら処理をする形にはなりますけども、災害時は一般廃棄物としてこういった公費解体のものはやらせていただきます。

○横田会長 ほかにございましょうか。——ないようでしたら、議題はこれで終わります。

#### 報告（1）リサイクルプラザ藤沢の火災について

○横田会長 次に、報告に移ります。報告（1）といたしまして、「リサイクルプラザ藤沢の火災について」、事務局から説明をお願いします。

○清水所長 北部環境事業所の清水と申します。よろしくお願ひいたします。

市民の皆様にも可能な範囲での搬出抑制のお願いなど、ご不便をおかけしておりますが、委員の皆様にもご心配いただいていると思いますので、今日は少しお時間をいただいて、状況について説明させていただきます。

「リサイクルプラザ藤沢の火災への対応状況について」ということで、資料4を見ていただきたいと思います。9月4日に発生したリサイクルプラザ藤沢の火災に伴い、資源物等の処理機能の停止・低下していることから、現状の状況を報告させていただきます。

経過につきましては、報道等で皆さんご存じのところもあるかもしれません。重複することもあると思いますけれども、説明をさせていただきます。

まず、1「経過」です。9月4日（木）午前2時45分、リサイクルプラザで白煙が発生いたしました。午前8時16分鎮火、午後2時半に最終処分場の跡地の仮置場を設置して、不燃ごみと大型ごみの搬入を開始しております。6日（土）に午前9時から午後1時半、消防局により調査が入っており、現在も調査中でございます。

現在の施設の状況になりますが、電源喪失により、施設の機能が停止、応急対応により資源物等を処理、運営事業者と本復旧・仮復旧等に向けた調査、対応協議を継続しております。本復旧に要する期間は9カ月以上と見込んでおります。

電源喪失の状況について、別の資料で写真を用意しております、本当はそちらのほうの写真で説明と思ったんですけども、今調査中というところもありますので、こちらは状況を口頭で説明させていただきます。

2「出火場所・出火原因」ですが、（1）「出火場所」は、廃棄物処理棟の大型可燃ごみの受け入れヤードになります。この近くに受変電設備がありまして、受変電設備には高圧の電気を入れて、そこからまた分配するというところが近くにあります。その辺のケーブル類が今回焼損をしております。その関係で、今、電源喪失という形で、電力が来ていない状況になっております。

続きまして、（2）「出火原因」です。出火原因につきましては、消防局において調査中という形になります。

3「火災による影響で停止しているリサイクルプラザの業務」です。こちらは、市民が持ち込みごみの受け入れと環境啓発棟の業務が休館という形です。それと、EV急速充電器の利用が停止になっております。資源物等の収集は通常どおり行っていますが、処理機能が低下しているため、可能な範囲で排出抑制の協力を願いしております。

現在の「応急対応について」、資源物等の処理については、仮復旧までの応急対応として、次のとおり行っています。

まず、（1）「プラスチック製容器包装」につきましては、民間事業者で通常どおりリサイクル処

理を行っています。残りについては北部環境事業所で一部焼却処理をしております。

続きまして、(2)「不燃ごみ・大型ごみ」です。葛原最終処分場跡地に仮置きして、大型ごみについては茅ヶ崎市へ搬出をしております。

(3)「ペットボトル・カン」につきましては、人力で処理をしまして、事業者に引き渡している状況です。

(4)「その他資源」についてですが、ビン、商品プラスチック、廃食用油、特定処理品目などは、おおむね通常どおりという形で処理をさせていただいております。

5「今後について」は、先ほど復旧には9ヶ月を要するという形でお話しさせていただきましたけれども、1日でも早い復旧に向けて、段階的に仮復旧・本復旧への対応や資源物等の処理方法などについて、運営事業者と継続して協議を行いながら、復旧に向けて進めております。

あと、6「参考資料」という形で、お手元にも両面刷りの写真が4枚あるかと思うんですが、そちらを見ていただければと思います。

まず、1枚目の写真ですが、「リサイクルプラザ藤沢場内」と書いてあります。左側の写真は「フレコン詰め作業状況」と書いてあります。真ん中がペットボトルのヤードになっており、通常はここに収集車が入ってきまして、ここでペットボトルをおろしております。真ん中に「2」という数字が書かれていると思います。そこからコンベアに載つかりまして、2階のペットボトルを圧縮する機械にコンベアで運ばれていきます。2階で作業員の方がペットボトルのラベル等をはがして、分別等をして、機械で圧縮をして運搬するという形になっているのですけれども、現状は、先ほど言うように電源が喪失している状況でございますので、小さくて見づらいかと思うのですけれども、ちょうどこの写真でオレンジ色の大きいちりとりみたいなものがありますが、これでペットボトルを潰さずに、そのまま茶色っぽいフレコンパックの中に人力で作業をしていただいています。従業員の方には負担がかかってしまっているのですけれども、こちらのフレコンを詰めまして、右側の「場内仮置き状況」という写真にあるように、場内に詰め込んでこの状態で運搬して処理しているような状況になっております。

裏面を見ていただきたいと思います。通常ですと、左側の「火災前」と書いてある写真は、ペットボトルの圧縮状況なんですけれども、これはペールと呼ばれているものです。本来はこういった形で圧縮しているんですけども、今火災になってしまったため、右側の先ほど言った大きいチリトリみたいなもので、フレコンの中に人力で詰め込みます。これが1日100体ぐらい、作業員の方の人力で作業をしていただきまして、詰め込んで保管をしている状況です。今は120体ずつぐらい処理を開始して、減ってはきているのですけれども、一応このような形の対応をしております。

2枚目の表面の「缶の保管状況」と書いてあるスライドがありますが、こちらは缶になります。写真がわかりづらいのですが、リサイクル環境啓発棟の目の前の駐車場になります。今環境啓発棟

が休館になっていますので、そこの駐車場を使わせていただきまして、こちらにため込んでいるのが、左側の9月15日の状況の写真になります。

右側の10月16日の写真を見ていただきますと、まだ一部フレコンが残っているのですけれども、左側に緑色のコンテナがあるのですが、このコンテナに今は缶を直接入れていったり、またはフレコン状態で持っていくという形の中で、こちらについても資源化という形の処理をしておりますので、フレコン、缶の保管状況としては、今後減っていくというような形になっております。

それと、2枚目の裏面が最後の写真になりますが、「仮置場不燃ごみ積置き状況」があります。左側は9月15日時点の写真になります。不燃ごみは1日40トンちょっと入ってくるような状況なんですけれども、不燃ごみの処理が今なかなか滞っているところがありまして、仮置きしている状況が続いております。9月15日のときにはこのぐらいの積み置きをしている高さになっているのですけれども、ちょうど1ヶ月たった10月15日の写真を右側につけさせていただいております。こちらは不燃ごみが大分積み上がっている状況の写真です。当初と、少し前にはなりますが、1ヶ月後の積み置き状況という形の写真をつけさせていただいております。

資料の説明としては以上になります。

○横田会長 何かご質問、ご意見がございましたらどうぞ。

○野中副会長 野中です。大変な中ご説明いただき、ありがとうございます。

本復旧まで9ヶ月以上要するだろうということなんですけれども、これは段階的な復旧ということは考えておられないでしょうか。

○清水所長 もちろん段階的な復旧を考えております。今、資源につきましては、先ほど言ったように、機械としては動いていないところもあるのですけれども、作業員の方のおかげで、人力でもフレコン詰めという形で、資源のほうは徐々に減ってきてている状況です。

今は不燃ごみの仮置場のほうがたまってしまっております。なので、段階的という中でも、不燃ごみの処理の復旧をできないかというところと、あと、先ほど言ったように、電源が喪失しておりますので、状況に応じては、同時とかできれば一番理想だとは思ってはいるのですけれども、まずは不燃ごみの処理を一日でも早くというところで進めております。

○横田会長 火災の原因がわからないということですが、これがわからないと、今後の対策のとりようもないで、非常に困った状況だと思います。ですので、原因究明はとにかくやっていただきたいといけないのではないかなどと考えております。これはやはり電気系統、トランスが、ショートで焼けたんでしょうかね。

○清水所長 現状は、トランスのところについても今まだ電源を入れることができないので、電源がない状態での絶縁抵抗等については一応問題ないというふうには考えてはいるんですけども、まだ通電していないものですから、その後の試験等で確認していくという状況で考えております。

○横田会長 よろしくお願ひいたします。

○戸塚参事 今、清水のほうからも現状ということでご説明させていただいて、仮置場の状況もお話をあったかと思います。写真のとおり、葛原の最終処分場跡地に仮置場として大型ごみと不燃ごみを置かせていただいて、今徐々にふえているよというところです。我々も不燃ごみの排出の状況を見て、こちらを何とか減らして処理していかなければいけないということで、今一部、市外搬出も含めてやっていますし、さらなる外部搬出も今検討しているところでございます。なかなかすぐになくならないという状況があるのでけれども、外部搬出に向けて今検討しております。

ホームページ等々でも、市民の皆様に可能な限りの排出抑制をお願いしているところですが、また改めて不燃ごみも含めて、これは強制するものではございませんけれども、このような状況を踏まえて、可能な限りの排出抑制を、ホームページ等々で市民の皆様への周知もしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○横田会長 今のご説明の仮置場の写真は、とてもわかりやすくていいと思います。先ほどの市民ハンドブックの中にも、仮置場はこんな状態だということをイメージさせるためにもこの写真を入れるといいのではないかと思いました。入っていますか、仮置場はこんな状況になるということが一目でわかりますからね。

ほかにございましょうか。——ないようでしたら、この件はこの程度で終了したいと思います。

## その他

○横田会長 以上で事務局からの説明が終わりましたが、その他につきまして、皆様から何かござりますでしょうか。

それでは、事務局から何かございますか。

○戸塚参事 事務局から1点ございます。本日まで皆様にご審議いただきました「災害廃棄物処理計画(改定素案)」は本日のご意見も踏まえてなんですが、広く市民の意見提案を反映させるために、来月、11月10日から12月10日までの1カ月間であります。パブリックコメントを実施いたします。10月25日号の広報でご案内しておりますが、パブリックコメントを行うということをご承知おきいただければと思います。

また、「災害廃棄物処理計画(改定素案)」につきましては、12月の市議会定例会におきまして、厚生環境常任委員会のほうでこの改定素案について中間報告をさせていただく予定でありますので、ご承知おきいただきますようよろしくお願ひいたします。

以上でございます。

○横田会長 では、以上をもちまして本日の議題は終了させていただきます。事務局に議事をお返しいたします。

○戸塚参事 横田会長、ありがとうございました。

議題については全て終了ですが、ここでその他として、事務局から 2 点ご報告をさせていただきます。

まず、こちらのチラシがお手元にございますでしょうか。チラシについてですが、こちらは明治地区生活環境協議会からの、環境講演会を実施するという事業案内でございます。

ご存じの方はおられますか、林家まる子カレー子さんが、「思いは地球規模を超える行動は足元から」と題して環境漫才を行う。11月19日（水）午後2時から、明治市民センターで、参加費無料という内容でございます。

林家まる子カレー子さんは、環境問題とか、そういったことで、母娘漫才と言われていて、長年、環境啓発活動もされていて、環境大臣賞とか、そういったものも受賞されているということですので、ご興味のある方はご参加いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○濱野主幹 もう一つ、環境総務課の濱野から情報提供させていただきます。

藤沢市生活環境連絡協議会市民大会を10月22日に開催しましたので、この場で情報提供させていただきます。本日置かせていただいた資料で水色のプログラムをご覧ください。毎年の市民大会において、環境美化活動やごみ減量推進などに特に功績のあった個人や団体に対して表彰を行っております。また、美化・リサイクル推進ポスターの入選者の表彰も行っており、6ページから入選作品を載せておりますが、小学校からは32校、661点、中学校からは6校、42点の応募がありました。入選作品は啓発活動への使用や藤沢市のホームページにも掲載されます。

以上です。

○戸塚参事 事務局からの報告は以上でございます。何かよろしいでしょうか。

それでは、以上をもちまして第4回廃棄物減量等推進審議会を閉会とさせていただきます。

次回、第5回の審議会につきましては、年明けの1月14日（水）午後2時から開催を予定しておりますので、ご予定いただけますようお願ひいたします。

本日は誠にありがとうございました。

午前10時53分 閉会